

令和3年度第4回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年7月9日（金）
招 集 場 所	米子市役所4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1 番 生田誠二委員 2 番 泉新一委員 3 番 井田時夫委員 4 番 岩佐清志委員 6 番 大縄敬次委員 7 番 公本英夫委員 8 番 小西淳一委員 9 番 角力委員 10 番 関本五郎委員 11 番 高橋敦美委員 12 番 竹中誠一委員 13 番 田子博康委員 14 番 田中豊委員 15 番 田邊雄一委員 17 番 中本公平委員 18 番 舩越真委員 19 番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	5 番 大太勇三委員 16 番 富田行博委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 能登路委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 田中英省委員 長澤誠委員
事 務 局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石岡主任 石田主任
傍 聴 人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

- エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 会長職務代理者の選挙について

5 報告事項

- （1）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- （2）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- （3）非農地現況証明について
- （4）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- （5）農地転用現況確認書の交付について
- （6）相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- （7）公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- （8）その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第4回農業委員会総会を開きます。

最初に事務局からお願いします。

事務局（宅和事務局長）

議案の取り下げがありました。4ページの議案26番と27番が取り下げになりましたので削除をお願いします。

議長（田邊会長）

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしくお願いします。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号17番の中本委員と議席番号18番の船越委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、大太委員、富田委員です。

議案第5号会長職務代理者の選挙及び運営特別部会委員の選任につきましては、報告事項終了後に行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ番号23の大崎から5ページ番号30の富益町について一括して審議します。番号26と番号27は取り下げとなっています。番号23から番号25は、関係者の矢倉委員は議事に参与できません。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面に表示いたします。

番号23番の大崎について説明します。申請地は、大崎駐在所近くに位置する畑1筆、36平米の農地です。隣接耕作者の受人が売買を希望し渡人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は35アールです。

次に24番及び25番の大崎について説明します。申請地は大崎駐在所近くに位置する畑1筆、132平米の農地の売買及び服島運輸の南に位置します畑1筆1,090平米の農地の使用貸借権設定です。いずれも農地を探していた受人が渡人と合意され、権利を取得しようとするものです。取得後の経営面積は36アールです。

番号28番の上新印について説明します。申請地は、中央営農センター南に位置します畑1筆、275平米の農地です。隣接耕作者の受人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は150アールです。

番号29番の陰田町について説明します。申請地は、山陰道米子西インター近くに位置します田1筆、1446平米の農地です。隣接農地所有者受人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は58アールです。

番号30番の富益町について説明いたします。申請地は、借受人のとみます外科プライマリーケアクリニックの南に位置します畑1筆、833平米の農地です。かねてより利用権設定をしていた農地の契約の更新を、教育、医療目的の法人であれば3条の特例によって権利の取得が出来るというものを利用して貸借権の設定を行うものです。

3条許可案件は以上6件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号23の大崎から番号25の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

23番について補足します。この土地は〇〇が取得されるもので、現地調査は6月22日に松本推進委員が行いました。許可については何の問題も無いと考えます。

続けて24番、25番について補足します。これも6月22日に松本推進委員が確認をしました。申請者の所有土地の中に非常に面積が小さく不便な場所にある農地がありまして、これは非農地化の手続きを現在しています。許可については問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

続きまして番号28の上新印について、私から説明します。この28番は、7月6日に田邊農業委員、森中推進委員それぞれで確認しています。特に許可については問題無いと思います。

議長（田邊会長）

続きまして5ページ番号29の陰田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

佐々木推進委員

29番の議案について補足します。現地調査は6月21日に小西農業委員、佐々木推進委員で行っています。本件は譲渡人が田を維持管理できなくなり、太陽光を計画しましたが水の問題等で断念し、放棄地寸前になる所でしたけども、この度隣地の譲受人に購入を依頼した所、合意となったものです。譲受人は地域の実行組合長をしており、耕作には前向きで、許可については問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

続きまして番号30の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

足立推進委員

30番について説明します。現地調査は6月29日に田中農業委員、足立推進委員で行いました。東に農免道路、西には米川、南側には富益3号線が走っていて、周辺の農地に囲まれている医療機関に隣接する農地です。利用権が設定されていたものの、医療機関が利用者のリハビリ等の目的のための利用ということであり、特例としての申請です。許可については問題無いと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、番号23から番号25について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続いて、番号28から5ページ番号30について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、7ページ番号37から番号38の彦名町について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

田口推進委員

37番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については内浜産業道路から通称中道に向かって100メートル

ほど入った所です。転用目的は一般住宅です。6月23日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、10から40センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にブロック50センチを設置します。雨水の排水について、農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生について、公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

38番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。この土地は第1種農地に該当しますので、6月23日に田口推進委員と公本農業委員、大縄農業委員、竹中農業委員、事務局で現地確認を行いました。そこで竹中農業委員より雨水の排水について指摘がありましたので、現地確認終了後に地権者及び隣接耕作者に確認したところ、一部隣接耕作者に理解されていない部分がありましたので、翌日、地権者、不動産事業者、隣接耕作者とで再度確認してもらうよう要請しました。結果として造成計画を一部変更して申請となりました。転用目的は駐車場及び資材置場です。30から50センチの盛土造成を行います。流出防止措置として、西側隣地境界に土羽打を行います。擁壁として、北側隣地境界にブロック120センチを3段設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号39の安倍について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

39番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。7月1日に大縄農業委員、三島推進委員と現地確認を行いました。盛土はせず整地して利用します。擁壁として、隣地境界にブロック20センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号40の尾高から8ページ番号41の尾高について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

40番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は建築条件付売買予定地です。隣接地である〇〇番〇は地目が雑種地ですが、その隣接地とこのたびの土地を合わせて造成し、3区画分の宅地を計画しています。6月30日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地確認を行いました。40～50センチの盛土造成を行います。擁壁として、南側の隣地境界にL型擁壁60センチを設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画であります。汚水は、農業集落排水へ流す計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

41番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は建築条件付売買予定地です。29区画の宅地と6メートル幅の道路の設置を計画したものです。転用事業者であるカナートプロダクツについて、昨年、申請地より東側で第1期工事、第2期工事あわせて24区画の建築条件付売買予定地の転用許可が下りており、本件はそれに続く計画です。6月30日に田邊会長以下、箕蚊屋ブロックの委員、田中職務代理、尾坂推進委員、事務局と現地確認を行いました。65から153センチの盛土造成を行います。擁壁として、L型擁壁を90から140センチ、コンクリートブロックを20センチを2段設置するという事です。雨水は既設道路側溝へ流す計画です。汚水は農業集落排水へ流す計画です。実行組合の同意を確認しています。隣接農地、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。やはりこういった大きな面積にコンクリートを張るという事は、雨水の方は大丈夫かということですが、米子市の方に流量計算等々も確認しておりまして、大体そういった事で間違いはないという事も確認しています。以上の事から、転用につきましては問題無いと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ議案第3号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号7-1から13ページ番号7-5までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

12ページ番号7-1から13ページ番号7-5は新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、16ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号7-1から18ページ番号7-17までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。16ページ番号7-1から18ページ番号7-17まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので13件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替3件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で1件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、21ページ議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、22ページ番号1から26ページ番号11までを一括審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案の括弧書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。近隣は場の耕作者であるため配分するもののほか、番号1、番号7から9及び11の一部は以前〇〇及び〇〇が耕作していた農地を配分するものです。番号6は、新規就農者で初めての配分です。

選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

31ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

32ページから34ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、35ページの非農地転用現況証明について、4件を証明しています。

次に、36ページから37ページの農地等の現況に係る回答について、鳥取地方裁判所米子支部に対して2件を回答しています。

次に、38ページから39ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に、40ページから41ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。

次に、41ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

続きまして、議案第5号、会長職務代理者の選挙を行います。会長職務代理者の任期は7月19日までとなっています。7月20日以降1年間の任期での会長職務代理者の選挙を行います。選挙に入る前に、選挙方法について事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

選挙方法について説明します。米子市農業委員会規則第2条で、会長及び会長の職務を代理する者の選挙は、委員による無記名投票でこ

れを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじにより当選人を定める。委員会は委員中に異議のないときは、前項の選挙について、指名推薦の方法を用いることができると定められています。委員さん全員が指名推薦というご意見であれば指名推薦の方法を用いることとなり、1名でも投票というご意見があれば投票の方法を用いることとなります。

議長（田邊会長）

事務局から説明がありましたが、投票と指名推薦のうちいずれの方法によるかおはかりいたします。

田中職務代理人

推薦方式で、角力さんを推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田邊会長）

今、推薦という事で話が出ましたが、皆さんどうでしょうか。

（異議なしとの声）

よろしいですね。そういたしますと、角委員を会長職務代理人に推薦という事でありますが、皆さんの方はそれで同意できますか、よろしいでしょうか。

（異議なしとの声）

そういたしますと、今度の任期の会長職務代理人は角委員という事でお願いします。

角農業委員

推薦いただきましてありがとうございます。田邊会長を助けて、この会がますます発展するように努力したいと思います。どうか皆さん、1年間ですが、ご協力よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

よろしくお願いします。続いて運営特別部会委員の選任を行います。運営特別部会委員の選任について、運営特別部会の委員を互選していただきたいと思います。農業委員につきまして、認定農業者から1名、中立の委員さんから1名を選んでいただきます。認定農業者について、泉委員、公本委員、関本委員、竹中委員、田中委員、中本委員以上6名の認定農業者である委員さんは、1名の互選をお願いします。互選管理人は宅和局長をお願いします。中立の委員さんについては、小西委員さんをお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

小西農業委員

了解しました。

議長（田邊会長）

よろしくお願いします。残る農業委員さんで1名の委員さんの互選をお願いしたいと思います。互選管理人は日浦事務局長補佐をお願いします。推進委員さんは、地区によらず2名の委員さんの互選をお願いしたいと思います。互選管理人は妹尾係長をお願いします。それでは今から暫時休憩とし、10分後に再開しますので、休憩中にそれぞれ、この会場で互選会を開いてください。10分後には再開します。

（休憩中 互選会）

それでは、再開します。互選結果を、事務局より報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

互選結果を報告いたします。

認定農業者からは中本農業委員さん。中立委員さんはさきほどありました小西農業委員さん。認定農業者以外の農業委員さんについては、岩佐農業委員さん。推進委員さんからは、尾坂推進委員さん、本池推進委員さんとなりました。報告は以上です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、運営特別部会は、以上の7名に決まりました。それでは、選ばれた委員さん、ご挨拶をお願いします。

中本農業委員

1年間役目をさせていただきます。よろしくお願いします。

小西農業委員

引き続き一生懸命やらさせていただきます。よろしくお願いします。

岩佐農業委員

運営委員会は推進委員の時に1回で、今回で2回目ですので、微力ですけど頑張りますのでよろしくお願いします。

尾坂推進委員

指名を受けましたので、精一杯やりますので、よろしくお願いします。

本池推進委員

微力ながら、頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

よろしくお願いします。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（高田係長）

利用状況調査についてという文書と推進委員さんには遊休農地の図面を配布しています。今年も遊休農地調査を秋に向けてよろしくお願いします。事務局の担当は別紙のとおりです。調査の際には身分証の携帯をお願いします。配布している赤ペンで図面に書き込みをお願いします。遊休農地には赤い枠が、山林原野の状況の所は網掛けがしてあります。変更になった所について書き込みをお願いします。変更が無ければチェックをしてください。転用済みの場所や農地では無い所は黄色く塗りつぶしています。そちらは調査不要です。判定事例として写真を添付しています。遊休農地は草の高さでどれくらいで判断するのかとですが、腰とか胸くらいとか密生具合で判断いただいて、進めていただければと思います。再生困難な農地は、やぶや山林化している状況、木などが生えている状況で、普通の機械を入れたくらいでは元に戻らない状況のものです。説明は以上です。

議長（田邊会長）

質問があればお願いします。

よろしいですか。

そうしますと、来月の予定とかお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

8月定例総会につきましては、8月10日火曜日、米子市役所401会議室での開催予定です。

次に、7月の農地相談は、令和3年7月20日火曜日、午後2時から車尾公民館（福生、車尾）で行います。

次に、7月分の活動実績報告書ですが、8月4日水曜日までに提出いただけますと助かります。

私からは以上です。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

そういたしますと、これを持ちまして、第4回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員